

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

令和4年11月14日

(令和4年12月12日修正版)

伊勢広域環境組合

《目 次》

I	用語の定義	1
II	入札説明書の位置付け	3
III	事業の内容に関する事項	4
1	事業名	4
2	本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
3	公共施設等の管理者	4
4	事業目的	4
5	本件施設の概要	6
6	事業方式	6
7	契約の形態	7
8	事業期間	7
9	事業期間終了後の措置	7
10	事業の対象となる業務範囲	7
11	事業実施者の収入	8
12	余熱利用計画	8
13	売電等収入の帰属先	9
14	組合が適用を予定している交付金について	9
15	関係法令等の遵守	9
16	事業スケジュール（予定）	9
IV	事業実施者の募集及び選定に関する事項	10
1	事業実施者の募集及び選定方法	10
2	募集及び選定の手順	10
3	応募者の参加資格要件	11
4	入札の手続き	17
5	予定価格及び入札書比較価格	25
6	応募者の審査及び最優秀提案者の選定	26
7	落札者決定後の手続き	27
8	著作権	28
9	特許権等	28
10	応募に係る費用負担	28
V	事業実施者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	29
1	想定されるサービスの水準・仕様	29
2	想定されるリスクの分担	29
3	事業実施者が加入する保険	29
4	組合による事業の実施状況の監視	29

5 地元雇用や地元企業の活用	30
6 地域住民との共生	30
VI 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	31
1 敷地面積及び配置	31
2 都市計画事項	31
VII 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	31
1 係争事由に係る基本的な考え方	31
2 管轄裁判所	31
VIII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	32
1 事業実施者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	32
2 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	32
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	32
4 その他	32
IX 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	33
X その他事業の実施に関し必要な事項	33
1 情報提供	33
2 入札公告に関する担当	33

【添付資料】

- 添付資料 1 事業実施場所
- 添付資料 2 事業実施区域
- 添付資料 3 契約スキーム
- 添付資料 4 役割分担概念図
- 添付資料 5 リスク分担
- 添付資料 6 対価の構成及び支払方法
- 添付資料 7 事業者が付保する保険
- 添付資料 8 対価の減額に係る措置
- 添付資料 9 提出書類の作成要領

I 用語の定義

入札説明書において使用する用語の定義は、次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本件施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	最優秀提案者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本件施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
エネルギー回収施設	本件施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、マテリアルリサイクル推進施設で生成される破碎可燃物・選別可燃物及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを、発電や熱（温水、蒸気）として回収する施設をいう。
応募者	入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
基本本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、組合と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	事業実施者に本事業を一括で発注するために、組合、落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
協力企業	本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業をいう。
組合	伊勢広域環境組合をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当するもので、共同企業体をいう。
建築物等	本件施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称している。
構成員	本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。
構成市町	伊勢市、明和町、玉城町、度会町を総称している。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約を総称している。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
事業実施者	組合と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。
処理生成物	エネルギー回収施設においては主灰及び飛灰をいい、マテリアルリサイクル推進施設においては、破碎鉄、破碎アルミ、小型家電（高品位）、生きびん、無色びん、茶色びん、その他の色びん、ガラス・くずびん類、陶磁器類、蛍光管（破碎）、乾電池、ペットボトル

	ル圧縮梱包品、プラスチック圧縮梱包品などをいう。
審査委員会	組合が応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として設置する「伊勢広域環境組合総合評価審査委員会」をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
地方公共団体	地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。
入札関係書類	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称していう。
入札説明書	本事業における入札説明書をいう。
プランクト	本件施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
本件施設	本事業において、事業実施者が本件施設対象区域内に設計・建設するごみ処理施設(エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設)をいい、事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
本事業	伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
マテリアルリサイクル推進施設	本件施設を構成する施設のうち、粗大ごみ、缶・金属類(スプレー缶含む)、小型家電、資源びん、ガラス・くずびん類、陶磁器類、乾電池、蛍光管、ペットボトル、プラスチックを処理対象物として破碎、選別等の処理を行う施設をいう。
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編を総称していう。
要求水準書	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
運営・維持管理業務編	
要求水準書	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
設計・建設業務編	
落札者	審査委員会において優秀提案者として選定されたのち、落札者として決定された企業グループをいう。

II 入札説明書の位置付け

入札説明書は、事業実施者を決定するための総合評価落札方式による指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条の 12）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく応募者の募集及び最優秀提案者の選定等については、入札説明書等及びこれらに関する質問回答により、実施する。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

III 事業の内容に関する事項

1 事業名

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 (仮称) 伊勢広域環境組合ごみ処理施設
種 類 一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

伊勢広域環境組合 管理者 鈴木健一

4 事業目的

伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）は、伊勢市、明和町、玉城町、度会町（以下「構成市町」という。）で構成している一部事務組合であり、ごみ処理施設、し尿処理施設及び斎場の運営維持管理を行っている。

組合では、平成8年4月に供用開始した可燃ごみ処理施設、平成7年2月に供用開始した粗大ごみ処理施設及び平成12年4月に供用開始したリサイクルプラザを有しており、構成市町から排出される一般廃棄物を適正に処理している。

本事業は、新たな施設の整備・運営に当たって組合が策定した基本コンセプト及び8つの基本方針のもとで新ごみ処理施設（以下「本件施設」という。）を整備し、運営・維持管理することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会形成の推進を図ることを目的とする。

組合は、新施設の整備に当たり、安全・安心が最も重要であるとの認識のもと、循環型社会の形成と、既存施設では積極的には行われていない廃棄物のエネルギー回収及びその有効利用に配慮するとともに、地域社会に貢献できる施設を目指し、基本コンセプトを次のように決定した。

【ごみ処理施設整備・運営事業における基本コンセプト】
安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設とします。

組合は、「ごみ処理施設整備の基本コンセプト」の実現に向け、次に示す8項目の施設整備の基本方針を掲げて、本事業を推進している。

【ごみ処理施設整備・運営事業における基本方針】

1) 安全・安心に配慮した施設

事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、住民が安心して生活できる施設の整備を目指します。

2) 構成市町で発生する一般廃棄物を安定的に処理できる施設

構成市町で日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。

3) 経済性・効率性に優れた施設

施設整備における競争性を確保するとともに、施設整備費と維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を図った施設とします。

4) 資源とエネルギーを高効率に回収し有効利用を図ることが可能な施設

効率的な資源回収と最終処分量の低減を図り、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。

5) 処理に伴う二酸化炭素等の排出量の低減が図られた環境に優しい施設

処理プロセスによる温室効果ガスを可能な限り低減するシステムの構築および省エネルギー・システム、余熱利用計画等による地球温暖化の防止を図ります。

6) 地域に開かれ親しまれる施設

環境啓発や情報発信のための施設見学対応に加え、3R啓発のための機能などの施設も広く住民に開放し、周辺の景観との調和にも配慮することで、訪れた人が憩える、住民に広く親しまれる施設とします。

7) 地域社会に貢献できる施設

施設整備期間および施設の運営期間において、地域の企業や人材の育成、資源・エネルギーの地産地消等、地域に貢献できる施設の整備を目指します。

8) 災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設

耐震化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時の早期復旧・継続的な処理が行えることを目指した施設とともに、災害時のエネルギー供給や避難所等防災拠点の機能を備えることについても検討します。

5 本件施設の概要

項目	概要	
事業実施場所及び事業実施区域	三重県伊勢市西豊浜 597 番地 1 ほか (「添付資料 1 事業実施場所」及び「添付資料 2 事業実施区域」参照)	
事業実施者の業務及び期間	設計・建設業務：事業契約締結日の翌日から令和 9 年 9 月まで 運営・維持管理業務：令和 9 年 10 月から令和 30 年 3 月まで	
本施設	エネルギー回収施設	処理対象物：可燃ごみ マテリアルリサイクル推進施設で生成される破碎可燃物 マテリアルリサイクル推進で生成される選別可燃物 処理方式：ストーカ式 施設規模：203 t / 日 (101.5 t / 日 × 2 炉)
	マテリアルリサイクル推進施設	処理対象物：粗大ごみ 缶・金属類 (スプレー缶含む) 小型家電 資源びん ガラス・くずびん類 陶磁器類 乾電池 蛍光管 ペットボトル プラスチック (容器包装・製品) 処理方式：破碎、選別、圧縮梱包 施設規模：粗大ごみ、缶・金属類、スプレー缶、小型家電 15t / 日 資源びん 6 t / 日 ガラス・くずびん類、陶磁器類 3 t / 日 乾電池 0.5t / 日 蛍光管 0.5t / 日 ペットボトル 2.5t / 日 プラスチック (容器包装・製品) 7 t / 日
	附帯施設／附帯設備	計量棟、駐車場、雨水調整池、構内道路、門扉、囲障、植栽等その他関連する施設や設備等
供用開始	令和 9 年 10 月	

6 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は、D B O 方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本件施設の設計・建設業務を行う。さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、20.5 年間の運営・維持管理期間にわたって、本件施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

組合と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

組合は、落札者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、落札者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料3 契約スキーム」に示す。

8 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

事業契約締結日から令和9年9月30日まで

(2) 運営・維持管理業務期間

令和9年10月1日から令和30年3月31日まで

9 事業期間終了後の措置

組合では、本件施設を本件施設供用開始後30年間以上にわたって使用する予定であることから、事業実施者は、組合が約30年間以上にわたって本件施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施することとする。

また、事業実施者は、事業期間終了時に本件施設を組合の定める引渡し時における本件施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。本件施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後16年目（令和25年度）の時点において、組合及び事業実施者は協議を開始するものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

事業実施者が行う事業の範囲は、次のとおりとし、「添付資料4 役割分担概念図」を参照すること。なお、各項目の詳細は、「要求水準書」に示す。

(1) 事業実施者が行う業務

ア 本件施設の設計・建設に関する業務

- ① 本件施設の設計及び設計内訳書作成
- ② 組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）等申請支援
- ④ 組合が行うその他許認可申請支援

- ⑤ 本件施設の建設及び工事内訳書作成
 - ⑥ 建設工事に係る許認可申請等
- イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務
- ① 運転管理業務
 - ② 維持管理業務
 - ③ 余熱利用管理業務
 - ④ 測定管理業務
 - ⑤ 防災等管理業務
 - ⑥ 情報管理業務
 - ⑦ 関連業務

(2) 組合が行う業務

- ア 本件施設の設計・建設に関する業務
- ① 用地の確保
 - ② 本件施設の交付金申請手続
 - ③ 本件施設の設計・建設モニタリング
 - ④ その他これらを実施する上で必要な業務
- イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務
- ① 住民対応
 - ② 運営モニタリング
 - ③ エネルギー回収施設からの焼却残さの運搬及び有効利用
 - ④ マテリアルリサイクル推進施設からの処理生成物の運搬及び有効利用
 - ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

11 事業実施者の収入

本事業における事業実施者の収入は、次のとおりとする。なお、詳細は、「添付資料6 対価の構成及び支払方法」に示す。

- ア 本件施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、本件施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設事業者に支払う。

- イ 本件施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、本件施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

12 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本件施設内で利用し、余剰電力を電力事業者へ売却する。

また、運営事業者は、エネルギー回収率 20.5%を達成するとともに、事業期間を通じた売電

電力量ができる限り多くなるように努める。

13 売電等収入の帰属先

電力事業者への余剰電力の売却収入及び電気自動車充電設備における充電料収入は、組合に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

14 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金申請等の手続は、組合において行うが、建設事業者では、申請手続に必要な書類の作成等について、組合を支援するものとする。

15 関係法令等の遵守

組合及び事業実施者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物処理法をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

16 事業スケジュール（予定）

ア 実施方針等の公表	令和4年9月12日
イ 入札公告	令和4年11月14日
ウ 事業提案書の受付	令和5年4月7日
エ 落札者の決定	令和5年6月中旬頃
オ 基本協定の締結	令和5年6月下旬頃
カ 仮契約の締結	令和5年8月中旬頃
キ 契約議案の議会承認（事業契約の締結）	令和5年9月上旬頃
ク 本件施設の設計・建設	事業契約締結日の翌日～令和9年9月
ケ 本件施設の運営・維持管理	令和9年10月から令和30年3月まで

IV 事業実施者の募集及び選定に関する事項

1 事業実施者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、入札関係書類に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合の要求水準を満足することを条件として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価落札方式による指名競争入札で行うことを予定している。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業実施者の募集、選定及び契約スケジュールは、次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 入札公告	令和4年11月14日（月）
② 第1回入札関係書類に関する質問の受付期限 【入札参加資格に関する質問】	令和4年11月25日（金）
③ 第1回入札関係書類に関する質問の受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】	令和4年12月2日（金）
④ 第1回入札関係書類に関する質問への回答公表 【入札参加資格に関する質問】	令和4年12月12日（月）
⑤ 第1回入札関係書類に関する質問への回答公表 【入札参加資格以外に関する質問】	令和4年12月19日（月）
⑥ 入札参加資格審査書類受付期限	令和5年1月13日（金）
⑦ 入札参加資格審査	令和5年1月中旬
⑧ 対面的対話	令和5年2月3日（金）
⑨ 第2回入札関係書類に関する質問の受付期限	令和5年2月10日（金）
⑩ 第2回入札関係書類に関する質問への回答公表	令和5年2月27日（月）
⑪ 事業提案書受付期限	令和5年4月7日（金）
⑫ 最優秀提案者の選定	令和5年6月上旬
⑬ 落札者の決定	令和5年6月中旬
⑭ 仮契約締結	令和5年8月中旬
⑮ 契約議案の議会承認（事業契約の締結）	令和5年9月上旬

注) 組合では、現地見学会を開催しない予定であるが、応募者は市道から建設地を確認することができる。ただし、確認する際は、周辺交通状況等に配慮すること。

(2) 入札公告、入札関係書類の公表

組合では、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、様式集等の入札関係書類を公表する。

また、組合では、本事業に参加を検討する応募者から、入札公告の内容に関する質問を受け付け、質問に対する回答を組合ホームページで公表する。

(3) 入札参加資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

組合では、本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。

また、資格審査を通過しなかった応募者は、組合に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(4) 対面的対話

組合では、資格審査通過者を対象に対面での対話をを行う予定である。対面での対話は、資格審査通過者における組合の事業目的（事業の位置付けや特徴等）への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮を目的として実施するものである。

(5) 事業提案書の受け

組合では、資格審査通過者に対し、入札関係書類に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

3 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。なお、組合では、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する。なお、設計・建設業務を行う企業は、共同企業体を結成するものとする。
- イ 応募者は、構成員及び協力企業から構成されるものとする。なお、構成員のみで構成することも可能である。
- ウ 応募者の構成員の中から「(2)イ(ア) エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- エ 応募者を構成する企業のうち、次の要件を全て満たした設計・建設業務を実施する予定の企業を1者以上含めること。
 - (ア) 構成市町内に本店を有すること。
 - (イ) 三重県建設工事発注標準に定める三重県建設業者格付一覧において、建築一式工事の総合点が1,000点以上であること。
- オ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- カ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。た

だし、組合が事業実施者と事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が事業実施者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

上記「カ」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条（平成 18 年法務省令第 12 号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ク 構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

（2）応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

構成員及び協力企業は、次に掲げる要件を全て備えること。

(ア) 伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、組合及び構成市町の建設工事等に係る資格（指名）停止措置を受けている者でないこと。

(ウ) 伊勢市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に基づく措置要件に該当する者でないこと。

(エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年 政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(オ) 本事業の資格審査書類提出日以前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、

又は 6 ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。

- (カ) 会社法(平成 17 年法律第 86 号、以下同じ。)施行前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立て、旧破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)でないこと。
- (キ) 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納している者でないこと。
- (ク) 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のない者であること。

八千代エンジニアリング株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

- (ケ) 組合が設置した審査委員会の委員が所属する企業でないこと。

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、次の(ア)から(カ)の各項の要件を満たす構成員又は協力企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

(ア) エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうちエネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格の清掃施設工事に登録している者であること。
- ③ 次の要件を全て満たす地方公共団体（地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及

び地方開発事業団))における一般廃棄物処理施設の竣工実績を有していること。

ただし、平成12年4月1日以降に元請又は共同企業体で契約したものに限る。

- 1) 施設規模が200t/日以上の連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は「ストーカ式」に限る。）で、1炉当たり100t/日以上かつ2炉以上
 - 2) ボイラ・タービン式発電設備を設置したもの
 - 3) DBO方式又はPFI方式による事業
- ④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を設計・建設業務期間中に専任で配置できること。なお、監理技術者は、企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者とする。

(イ) マテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうちマテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき清掃施設工事又は機械器具設置工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格の清掃施設工事又は機械器具設置工事に登録している者であること。
- ③ 次の要件を全て満たす地方公共団体における一般廃棄物処理施設の竣工実績を有していること。ただし、平成12年4月1日以降に元請又は共同企業体での当該施設設計・建設業務で契約したものに限る。
 - 1) 粗大ごみ又は不燃ごみを対象とした破碎選別処理施設における粗大ごみ又は不燃ごみの処理ライン15t/日以上
 - 2) 高速回転式破碎機を設置したもの

(ウ) 本件施設における建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本件施設における建築物等の設計を行う企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格の建築一般、建築積算、清掃施設工事、機械器具設置工事のいずれかに登録している者であること。
- ③ 地方公共団体における一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設又はマテリアルリ

サイクル推進施設とし、施設規模及び処理方式は問わない。)に係る設計の実績があること。なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設設計・建設業務で契約したものに限る。

(イ) 本件施設における建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本件施設における建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格の建築一式工事、清掃施設工事又は機械器具設置工事に登録している者であること。
- ③ 地方公共団体における一般廃棄物処理施設(エネルギー回収施設又はマテリアルリサイクル推進施設とし、施設規模及び処理方式は問わない。)に係る建設の実績があること。なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設設計・建設業務で契約したものに限る。

(オ) エネルギー回収施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

エネルギー回収施設の運営・維持管理業務を行う者は、運営事業者からエネルギー回収施設の運営・維持管理業務を受託する企業で、構成員とし、次に示す要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格に登録している者であること。
- ② 次の要件を全て満たす地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、運営・維持管理業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した、2年間以上の実績を有すること。
 - 1) 施設規模が200t/日以上の連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式は「ストーカ式」に限る。)で、1炉当たり100t/日以上かつ2炉以上
 - 2) ボイラ・タービン式発電設備を設置したもの
 - 3) D B O方式又はP F I方式による事業
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式は「ストーカ式」に限

る。) で、施設規模が 200t/日以上で、1 炉当たり 100t/日以上かつ 2 炉以上の施設(2 年以上の稼動を有する施設に限る。) の現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者)としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。

(カ) マテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

マテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を行う者は、運営事業者からマテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を受託する企業で、構成員とし、次に示す要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格に登録している者であること。
- ② 次の要件を全て満たす地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、運営・維持管理業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した、2 年間以上の実績を有すること。
 - 1) 粗大ごみ又は不燃ごみを対象とした破碎選別処理施設における粗大ごみ又は不燃ごみの処理ライン 15t/日以上
 - 2) 高速回転式破碎機を設置したもの

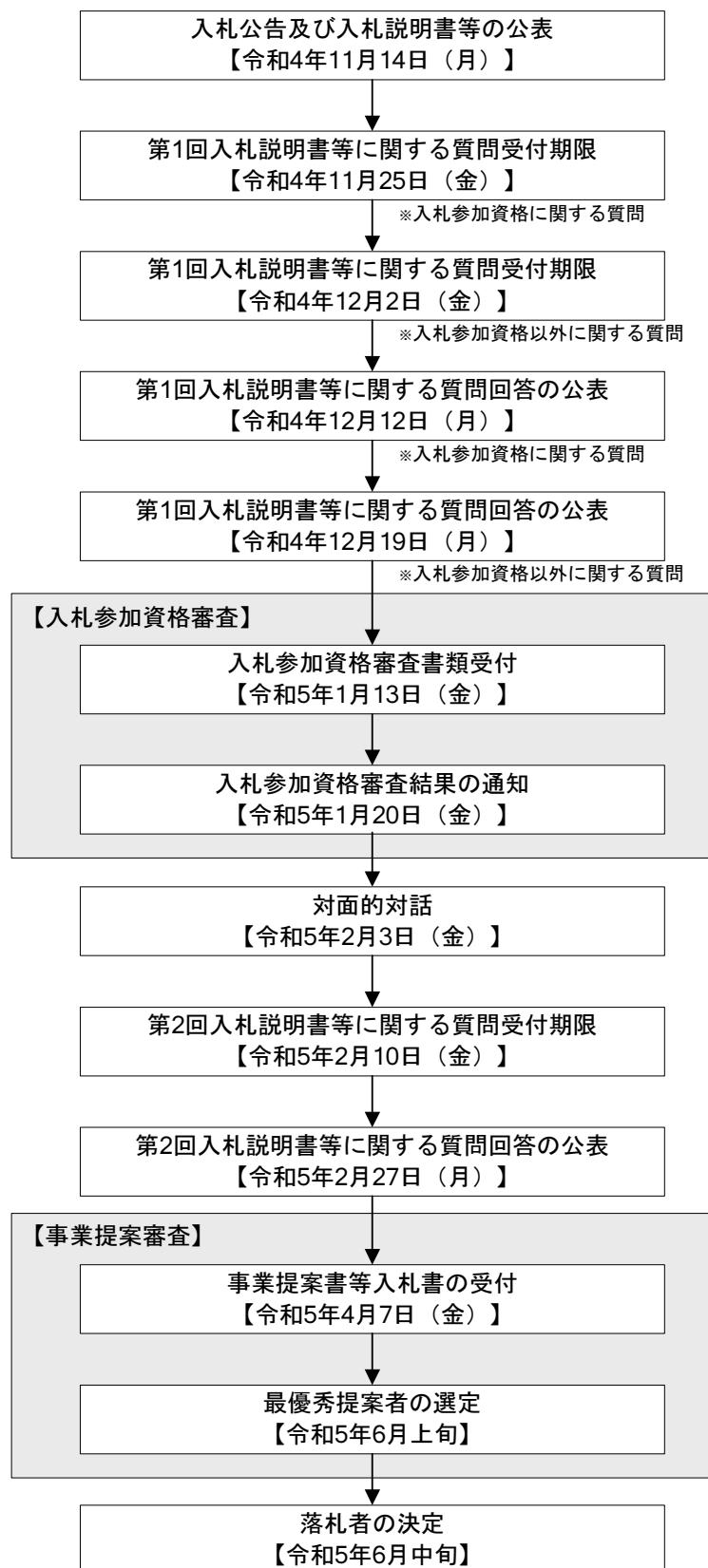
ウ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類受付期限の日とする。
- (イ) 参加資格基準日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、「(2) 応募者等の参加資格要件」ア及びイに示す要件を欠いた場合、次の(ウ)から(オ)に示すとおりとする。
 - (ウ) 最優秀提案者の選定までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を最優秀提案者の選定のための審査対象から除外する。
 - (エ) 最優秀提案者を選定した日から落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は最優秀提案者の選定を取り消す。
 - (オ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者決定を取り消す。この場合において、組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 入札の手続き

(1) 入札手続きの概要

入札手続きの流れは、次のとおりである。



(2) 入札説明書等

組合では、次の書類を組合ホームページで公表する。

- ア 入札説明書
- イ 要求水準書（設計・建設業務編）
- ウ 要求水準書（運営・維持管理業務編）
- エ 要求水準書 添付資料
- オ 落札者決定基準書
- カ 基本協定書（案）
- キ 基本契約書（案）
- ク 建設工事請負契約書（案）
- ケ 運営業務委託契約書（案）
- コ 様式集

(3) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、組合が非公表と判断した質問については、回答しない。

ア 対象

本事業への入札の参加を希望する者を対象とする。

イ 受付期限

入札参加資格に関する質問は、令和4年11月25日（金）午後3時までとする。また、入札参加資格以外に関する質問は、令和4年12月2日（金）午後3時までとする。

ウ 提出方法

入札説明書等と一緒に組合ホームページに公表する第1回入札説明書等に関する質問書（様式第1-1号）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、電子メールで提出する。なお、提出後は、組合へ受付確認の電話をすること。

（ア）提出先：「X 2 入札公告に関する担当」参照

（イ）メールタイトル：「（企業名）：第1回入札説明書等に関する質問書」

エ 回答の公表

入札参加資格に関する質問に対する回答は、令和4年12月12日（月）までに組合ホームページに公表する。また、入札参加資格以外に関する質問に対する回答は、令和4年12月19日（月）までに組合ホームページに公表する。

(4) 入札参加資格審査に関する書類の受付及び通知

応募者の代表企業は、次の要領に従って入札参加資格審査に関する提出書類（様式第2-1号から様式第2-10号）を提出すること。

ア 対象

本事業への入札の参加を希望する者を対象とする。

イ 受付期限

令和5年1月13日（金）午後3時までとする。なお、提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く。また、最終日は午後3時まで。）とする。

また、郵送で提出する場合、封入物の鑑には「入札参加資格審査書類在中」と朱書きすること。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 入札参加資格審査書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式第2-1号）
- (イ) 応募者の構成（様式第2-2号）
- (ウ) 委任状（代表企業）（様式第2-3号）
- (エ) 入札参加資格要件確認書①（様式第2-4号）
- (オ) 入札参加資格要件確認書②（様式第2-5号）
- (カ) 入札参加資格要件確認書③（様式第2-6号）
- (キ) 入札参加資格要件確認書④（様式第2-7号）
- (ク) 入札参加資格要件確認書⑤（様式第2-8号）
- (ケ) 入札参加資格要件確認書⑥（様式第2-9号）
- (コ) 入札参加資格要件確認書⑦（様式第2-10号）

オ 提出先

「X 2 入札公告に関する担当」参照のこと。

カ 結果通知

入札参加資格審査結果は、令和5年1月20日（金）までに応募者の代表企業に書面で通知する。その際、入札参加資格審査に通過した者には、事業提案書の作成に必要となる

応募者名を交付するとともに、必要な電子データを配付する。

キ 入札参加審査結果の説明請求

- (ア) 審査の結果、入札参加資格が認められなかつたものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。
- (イ) 入札参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して 7 日以内（期間中の祝日等を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。
提出方法は、持参又は郵送（7 日目の消印有効、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の祝日等を除く。また、最終日は午後 3 時まで。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

(5) 対面的対話に関する書類の受付

ア 対象

入札参加資格が認められた者を対象とする。なお、対面的対話に参加を希望する者は、対面的対話に関する提出書類を提出すること。

イ 受付期限

令和 5 年 1 月 23 日（月）午後 3 時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の祝日等を除く。また最終日は午後 3 時まで。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

- (ア) 対面的対話の申込書（様式第 3-1 号）
- (イ) 対面的対話用資料
 - a) 対面的対話における確認事項（様式第 3-2 号）
 - b) 全体処理フロー図（様式第 3-3 号）
 - c) 全体配置・動線計画図（様式第 3-4 号）
 - d) 工事工程（様式第 3-5 号）

オ 提出先

「X 2 入札公告に関する担当」参照のこと。

(6) 対面的対話の開催

ア 目的

事業の位置付けや特徴の理解促進のため、応募者が、本事業の位置付けや特徴を理解したうえで、事業提案書を作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

また、本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話をを行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

イ 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

ウ 開催日

令和5年2月3日（金）を予定する。

エ 実施要領

対面的対話に申し込んだ応募者に対し、対面的対話の実施要領を送付する。

オ 質問事項の公表

様式第3-2号の確認事項及び当日の応募者からの質問事項は、公平性及び透明性を確保する観点から、参加する応募者間で相互の確認を実現するため、全ての質問事項を第2回入札説明書等に関する質問書（様式第1-2号）に記入することとし、組合はこれらの回答を組合ホームページに公表する。

ただし、応募者固有のノウハウや事業提案に関連すると判断される内容については、組合と応募者で協議のうえ、公表しないことがある。

(7) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、組合が非公表と判断した質問については、回答しない。

ア 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

イ 受付期限

令和5年2月10日（金）午後3時までとする。

ウ 提出方法

入札説明書と同時に組合ホームページに公表する第2回入札説明書等に関する質問書（様式第1-2号）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、電子メールで提出する。なお、提出後は、組合へ受付確認の電話をすること。

(ア) 提出先：「X 2 入札公告に関する担当」参照

(イ) メールタイトル：「(応募者名)：第2回入札説明書等に関する質問書」

エ 回答の公表

令和5年2月27日（月）までに組合ホームページに公表する。

(8) 事業提案書及び入札書の受付

応募者の代表企業は、次の要領に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書及び入札書を提出すること。なお、組合は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

イ 受付期限

令和5年4月7日（金）午後3時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。また最終日は午後3時まで。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

また、郵送で提出する場合、封入物の鑑には「事業提案書及び入札書在中」と朱書きすること。

エ 提出書類

「添付資料9 提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ 提出先

「X 2 入札公告に関する担当」参照のこと。

カ 応募者ヒアリング

応募者ヒアリングの詳細は、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知する。

キ 開札

開札場所、開札日時、開札への立会い等は、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知する。

ク 入札結果の通知

入札結果は、令和5年6月中旬頃に事業提案書及び入札書を提出した者に書面で通知する。なお、入札結果の概要は、組合ホームページで公表する。

ケ 入札結果理由の説明請求

- (ア) 入札の結果、落札者とならなかった者は、その理由について組合に対して説明を求めることができる。
- (イ) 入札結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して7日以内（期間中の祝日等を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（7日目の消印有効、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。また最終日は午後3時まで。）とする。
- (ウ) 説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面により行う。

コ その他

- (ア) 受付期限に遅れた事業提案書及び入札書は受け付けない。
- (イ) 事業提案書及び入札書を持参して提出する場合、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

(9) 留意事項

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式第2-1号）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

(ア) 事業提案書及び入札書の変更等の禁止

事業提案書及び入札書の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(イ) 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において、組合が公表等を行うことができるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理办法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

エ 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

オ 使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は、「添付資料9 提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外では、日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 入札の辞退

応募者は、隨時、入札を辞退することができる。なお、入札辞退届の提出要領は、次のとおりとする。

(ア) 提出方法

応募者の代表企業が「入札辞退届（様式第1-3号）」を持参する。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

(イ) 提出先

「X 2 入札公告に関する担当」参照のこと。

キ 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 業務提案書に虚偽の記載がある場合

(イ) 業務提案書に不備がある場合

(ウ) 業務提案書の提出期限までに提出されない場合

(エ) 入札参加資格要件を欠いている場合

(オ) 著しく信義に反する行為をした場合

(カ) 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

(キ) 入札価格が予定価格を超えた場合

(ク) (ア)から(キ)に挙げるものの他、組合が特に指定した事項に違反した場合

ク 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。この場合において、当該入札の延期又は中止によって入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

ケ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、組合は応募者に通知することとする。

5 予定価格及び入札書比較価格

本事業での予定価格及び入札書比較価格は、次のとおりとする。

予定価格 59,616,689,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

入札書比較価格 54,196,990,000 円（予定価格の 110 分の 100 の額）

6 応募者の審査及び最優秀提案者の選定

(1) 審査の機関

組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、次の委員により構成する審査委員会を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、審査委員会が行う。

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する審査委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

伊勢広域環境組合総合評価審査委員会委員

委員名	所属・役職等
深草 正博	皇學館大学 名誉教授
中西 栄徳	三重大学大学院 工学研究科 機械工学専攻 准教授
荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
古川 万	公益財団法人三重県建設技術センター 常務理事
佐藤 弘之	三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課長

(敬称略・順不同)

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格の有無を確認する。

イ 事業提案審査

審査委員会は、あらかじめ設定した審査事項による事業提案審査を行い、最優秀提案者を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、落札者決定基準書に示す。

エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を組合ホームページに掲載する。

7 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

組合と落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社へ出資することができない。

- ア 運営事業者の本店所在地は、構成市町のいずれかとしなければならない。なお、設計・建設業務期間中においては、構成員又は協力企業の事務所のうち三重県内に所在する事務所を一時的に本店所在地とすることを認める。また、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認める。
- イ 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。
- ウ 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- エ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

(4) 事業契約の締結

ア 基本契約

対象者：落札者

締結時期：令和 5 年 8 月頃に、「イ 建設工事請負契約」の締結議決（令和 5 年 9 月予定）をもって効力が発生する条件で仮契約を締結し、令和 5 年 9 月頃に正式な契約となる。

イ 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和 5 年 8 月頃に仮契約を締結する。本仮契約は令和 5 年 9 月（予定）に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

ウ 運営業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：令和 5 年 8 月頃に、「イ 建設工事請負契約」の締結議決（令和 5 年 9 月予

定) をもって効力が発生する条件で仮契約を締結し、令和5年9月頃に正式な契約となる。

8 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他組合が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、組合は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

9 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

10 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

Ⅴ 事業実施者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

事業実施者は、入札関係書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札関係書類に示す本件施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と事業実施者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業実施者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と事業実施者のリスク分担は、原則として「添付資料5 リスク分担」によるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

組合又は事業実施者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは事業実施者が責任を負うとしたリスクや、組合及び事業実施者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のとおりとする。

3 事業実施者が加入する保険

事業実施者が加入する保険についての詳細は、「添付資料7 事業者が付保する保険」に定める。なお、事業実施者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、組合が提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

4 組合による事業の実施状況の監視

組合は、事業実施者が実施する本件施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務について、監視を行う。

本事業における監視方法は、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。モニタリングの方法、内容等については、「添付資料8 対価の減額に係る措置」に定める。

また、事業実施者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービス

が十分に達せられない場合、組合は、事業実施者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

5 地元雇用や地元企業の活用

事業実施者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し、また、構成市町に所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

6 地域住民との共生

組合は、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努めるとともに、地域住民と運営協議会などを開催することを予定している。必要に応じて地域住民の意見を施設運営に反映するものとし、その際、運営事業者は、組合に協力するものとする。

VI 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地面積及び配置

事業実施区域 : 約 3.7ha (「添付資料 2 事業実施区域」参照)

2 都市計画事項

ア 都市計画区域	都市計画区域内
イ 用途地域	非線引都市計画区域
ウ 防火地区	指定なし
エ 高度地区	指定なし
オ 建ぺい率	60%以下
カ 容積率	200%以下
キ 砂防指定地	指定なし
ク 土砂災害特別警戒区域	指定なし

VII 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業実施者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、第1審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、津地方裁判所、津簡易裁判所、津地方裁判所伊勢支部又は伊勢簡易裁判所とする。

VIII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業実施者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 事業実施者の提供するサービスが、事業契約で定める事業実施者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業実施者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業実施者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業実施者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業実施者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業実施者は、事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業実施者が事業契約を解除した場合、組合は、事業実施者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業実施者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業実施者は、事業継続の可否について協議する。

- ア 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営業務委託契約についても解除することができる。
- イ 運営・維持管理期間においては、組合及び事業実施者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

IX 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

X その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報提供

組合は、適宜、次に示す組合ホームページで情報提供する。

<https://www.isekouiki.or.jp/>

2 入札公告に関する担当

〒515-0505 三重県伊勢市西豊浜町 653

伊勢広域環境組合 業務課 整備推進係

電 話：0596-37-1218

F A X：0596-37-1740

電子メール：ikkj@iserisaikuru.jp

組合ホームページ：<https://www.isekouiki.or.jp/>